



活かに溢れ魅力ある 議会を目指して

南島原市議会議長 中村 一三

明けましておめでとうござい
ます。
市民の皆さまには、輝かしい
希望に満ちた新春を、お健やか
にお迎えのことと心からお慶び
申し上げます。

日ごろから、市議会に対する
温かいご理解とご支援をいただ
き、厚くお礼を申し上げます。
私たち南島原市議会も、昨年4
月の一般選挙を経て、新たな議
員21人で5月より活動を始め、
私も、議長に就任して初めての
春を迎えたところでありますが、
あらためてその責任の重大さを
痛感するとともに、本市のより
一層の発展のため、誠心誠意努
めてまいりたいと決意を新たに
しております。

さて、昨年を振り返りますと、
我が南島原市にとりまして、行
政側の不祥事が発覚し、市民の
信頼が大きく損なわれた一年で
ありました。市議会としても、
「入札制度改革・不正防止調査
特別委員会」を設置し、原因究
明と再発防止策などについて調
査・研究を行い、先の第4回定
例会において、その結果をとり

まとめ、報告を行ったところで
す。今後さらに、市議会が、議
会としての権能を発揮し、その
責務を果たしていくため、行政
監視機能および政策立案機能を
高めていく必要があると考えて
おります。

一方、国においては、昨年末、
衆議院議員総選挙が行われまし
た。超高齢社会を迎え生産年齢
人口の減少が進む中で、社会保
障制度を持続可能なものとして
将来世代にいかにして引き継い
でいくのか、原発・エネルギー
問題、近隣外交の立て直しと安
全保障の在り方などが争点とし
てクローズアップされました。
いずれも、将来の国のかたちに
関わる重大なテーマであります。
また、「自治体消滅の危機」が
叫ばれる今日、地方創生にいか
に取り組むか、基礎自治体であ
る市町村の役割は、大変大きい
ものがあります。

このように、地方自治体を取
り巻く環境は、大きな転換期を
迎えており、地方自治体の意思
決定機関である議会の責務は、
ますます重大なものになると考

えております。

このような中、南島原市は、
平成27年度に、8町合併から10
周年の節目を迎えます。今後、
合併特例による地方交付税の優
遇措置が段階的に縮減される時
期を迎える中であって、急速に
進展する少子・高齢化への対応、
旧有馬商業高校跡地や島原鉄道
南線跡地対策、口之津港ターミ
ナル整備事業など、解決を急が
なければならぬ重要課題が山
積しております。

私たちは、今こそ南島原市の
おかれた現状を直視し、そして
本市の未来について熟考し、こ
れら多岐にわたる諸課題の解決
を図るべく、市と一体となって
取り組んでまいりたいと存じて
おります。

どうか、市民の皆さまにおか
れまして、今まで以上に温か
いご支援、ご協力を賜りますよ
うお願い申し上げます。
結びに、新しい年が皆さまに
とりまして、ご健勝で、実り多い
年でありますようお願い申し上
げ、年頭のごあいさつといたし
ます。

南島原市国際交流員 コラム チュウ&フランチ中伊報 「日本の伝統文化を体験」

南島原市に来てから和太鼓をはじ
め、書道、茶道、剣道、居合道、よさ
こい踊り、弓道などを体験し、積極的
に日本の伝統文化に触れています。

武道は決まりごとが多いので覚える
のが大変です。不自然な動作を自然に
見えるようにしなければならぬから
です。熱心に同じことを繰り返し長く
練習することで身に付けることができ
ます。



割烹城で具雑煮体験

半沢直樹にはまった私は剣道に憧れ
を感じ、同僚に剣道を習いたいと言っ
て、先生を紹介してもらいました。

先生は、弟子入りを許してくれた上に、
竹刀、道着、防具まで貸してくれました。
また、稽古に行きやすい南有馬武道館で
指導する先生を紹介してくれました。こ
のようにして、3人の親かなベテランの
先生に恵まれて、私は剣道を始めました。

利き手ではない左手を使うことに慣
れていくこと、手や腕、腰や足など、当たり前のように自
分の体の一部が頑張っていることへのありがたさ、意識と
精神の集中など、簡単に見える練習から大事なことをい
っぱい教わっていますし、礼儀を守り、大声であいさつす
ること、諦めないように自分を励ますことなど、先生の教え
は大変、力になっています。時には先生と戦って、剣道の
奥深さを一層感じています。南島原での剣道体験は私の一
生の思い出と宝物だと思います。(チュウ)

日本文化の体験で学んだことは連続的に努力すること、
礼儀正しい姿を見せること、笑顔であいさつすることなど
です。以上は日常生活でも役に立つので、豊かな人間に成
長するきっかけにもなります。太鼓の演奏、よさこいの演
舞、居合道初段を獲得するための勇気や力をもらったこと
は、先生や仲間の指導・応援のおかげです。

皆さんに言葉で表せないぐらい感謝の気持ちでいっぱい
です。本当にありがとうございました。(フランチ)

こんにちは！消費生活センターです 南島原市消費生活センター ☎0957(82)3010



学びましょう！契約のはてな ～成立時期～

12月のことです。市内在住のベイガさんの自宅にみそ五郎屋からおせち料理の
チラシが届きました。

ベイガさんは家族と相談して、今年のお正月はのんびり過ごそうと、おせち料理
を注文することにしました。

問題 契約が成立するのはいつ？

- ①ベイガさんがみそ五郎屋に電話をかけて注文したとき
- ②みそ五郎屋が注文内容を読み上げ、「大晦日の夕方に届けます」と言ったとき
- ③大晦日、みそ五郎屋からおせち料理を受け取ったとき
- ④受取票に名前を書いて印かんを押し、お金を支払い、領収書をもらったとき

ヒント：契約は申し込みと承諾がそろって成立します。
正解は…**枠外右下に**

署名や押印は原則として契約の成立要件ではありません。**□約束でも契約は成立します。**これは訪問
や電話で勧誘を受けた時も同様です。
注文をする前に本当に必要かどうかよく考えま
しょう。必要ない時には、はっきりと断りましょ
う。困った時は消費生活センターにご相談ください。

②…**誤り**

長崎県の最低賃金が改定されました 次の業種について、特定最低賃金(1時間当たり)が改定されました。

①はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 改定後 800円 (平成26年12月13日から)	②電子部品、デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業 改定後 734円 (平成26年12月31日から)	③船舶製造・修理業、 船用機関製造業 改定後 810円 (平成26年12月31日から)	※平成26年10月1日 から長崎県の最低賃 金は、677円に改定 されています。
---	--	---	---

詳しくは 長崎労働局賃金室 ☎095(801)0033 または 島原労働基準監督署 ☎0957(62)5145 へお問い合わせください。